

ブラウン管カルテル事件

Client Alert

Tokyo

BAKER & MCKENZIE

東京青山・青木・狛法律事務所

16 Oct 2009

www.bakernet.com
www.taalo-bakernet.com

東京青山・青木・狛法律事務所
ベイカー&マッケンジー外国法事務弁護
士事務所（外国法共同事業）
100-0014
東京都千代田区永田町2丁目13-10
プルデンシャルタワー

Contact Information

Fumio Koma
Tel. +81 3 5157 2950
Fax. +81 3 5157 2900
Fumio.Koma@bakernet.com

Shinichiro Abe
Tel. +81 3 5157 2951
Fax. +81 3 5157 2900
Shinichiro.Abe@bakernet.com

Junya Ae
Tel. +81 3 5157 2823
Fax. +81 3 5157 2900
Junya.Ae@bakernet.com

ブラウン管カルテル事件：国際カルテルにおいて外国企業に対し課徴金納付命令が発令された初めてのケース

公正取引委員会（以下、「公取委」）は、平成21年10月7日、テレビ用ブラウン管の販売に関して、日本、韓国、台湾、タイ、インドネシア及びマレーシアの製造販売業者計11社による国際的な価格カルテルを認定し、日本企業のMT映像ディスプレイ株式会社及び韓国企業のサムスン・エスディーアイ・カンパニー・リミテッドの2社に対して排除措置命令を発令し、併せて、エムティー・ピクチャー・ディスプレイ（マレーシア）・エスディーエヌ・ビーエイチディー他4社の外国企業に対し、課徴金納付命令を発令した¹。

本件は、公取委が国際カルテルにおいて外国企業に対し課徴金納付命令を発令した初めてのケースである。

事案の概要

公取委の認定によれば、違反事業者たる11社は、日本国内に本店を有するブラウン管テレビの製造販売業者5社（以下、「日本に所在するブラウン管テレビ製造販売業者」）が東南アジア各国に所在するその製造子会社又は製造委託会社等（以下、「現地製造子会社等」）に購入させるテレビ用ブラウン管（以下、「特定ブラウン管」）について、遅くとも平成15年5月22日ころまでに、当該現地製造子会社等向けに販売する特定ブラウン管の販売価格の各社が遵守すべき最低目標価格等を設定する旨の合意を行ったとされている

¹ 公正取引委員会ウェブサイト・報道発表資料「テレビ用ブラウン管の製造販売業者らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」
<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/09.october/09100703.pdf>

(エムティー・ピクチャー・ディスプレイ (マレーシア) ・エスディーエヌ・ビーエイチディーにあつては遅くとも平成 16 年 2 月 16 日までに、エムティー・ピクチャー・ディスプレイ (タイランド) ・カンパニー・リミテッドにあつては遅くとも同年 4 月 23 日までに加わつた)。

表：違反事業者と法的措置の概要

番号	事業者名	排除措置命令	課徴金納付命令
1	MT 映像ディスプレイ株式会社	発令	—
2	エムティー・ピクチャー・ディスプレイ (マレーシア) ・エスディーエヌ・ビーエイチディー	—	6 億 5083 万円
3	ピーティー・エムティー・ピクチャー・ディスプレイ・インドネシア	—	5 億 8027 万円
4	エムティー・ピクチャー・ディスプレイ (タイランド) ・カンパニー・リミテッド	—	5 億 6614 万円
5	サムスン・エスディーアイ・カンパニー・リミテッド	発令	—
6	サムスン・エスディーアイ (マレーシア) ・ビーイーアールエイチエーディー	—	13 億 7362 万円
7	エルジー・フィリップス・ディスプレイズ・コリア・カンパニー・リミテッド	—	1 億 5138 万円
8	ピーティー・エルピー・ディスプレイズ・インドネシア	—	課徴金納付命令を発令するための意見申述・証拠提出の機会付与の手段中 (独占禁止法第 50 条第 6 項・第 49 条第 3 項)
9	チャンワ・ピクチャー・チューブス・カンパニー・リミテッド	—	—
10	チャンワ・ピクチャー・チューブス (マレーシア) ・エスディーエヌ・ビーエイチディー	—	—
11	タイ・シーアールティー・カンパニー・リミテッド	—	—
合 計		2 社	33 億 2224 万円

国際カルテルにかかる近時の独占禁止法の運用状況

近時、経済のグローバル化に伴い、外国事業者が日本国外において行ったカルテル行為が、日本の市場に重大な影響を及ぼすケースが増加するに至り、公取委も積極的に国際カルテルに関与する傾向にある。公取委はかつて、国内外の人造黒鉛電極の製造業者間で締結された価格カルテルが問題となった黒鉛電極カルテル事件（平成11年3月18日警告）や、日本と欧州のビタミンの製造販売業者の間で締結された販売数量カルテルが問題とされたビタミンカルテル事件（平成13年4月5日警告）において、関与した日本企業に対してのみ、警告を行った。また、最近では、日本と欧米4カ国の企業の間で行われた、マリンホース（タンカーと石油備蓄基地施設等の間の送油に用いられるゴムホース）の販売にかかる世界的な市場分割と受注調整行為について、平成20年2月20日に排除措置命令及び課徴金納付命令が発令されたマリンホースカルテル事件が記憶に新しい。とりわけ、マリンホースカルテル事件は、公取委が国際カルテルにおいて外国企業に対し初めて法的措置を採った事件であり、その判断の評価については、実務上様々な議論が交わされた。以下、マリンホースカルテル事件における公取委の判断と、本件ブラウン管カルテル事件における判断との関係に焦点を当てて解説する。

マリンホースカルテル事件における判断との関係

マリンホースカルテル事件においては、違反事業者と認定された者のうち、日本企業その他、数社の外国企業が排除措置命令の対象になったが、課徴金納付命令の対象となったのは、日本企業のみであった。それに対し、本件ブラウン管カルテル事件においては、外国企業に対しても課徴金納付命令が発令されている。従来、日本の実務においては、課徴金算定の基礎となる売上高はカルテルの対象である製品・サービスの売上高を基準に算定されるが、「日本国内の売上高」であることを前提としてきた。公取委の竹島委員長も平成21年6月2日付けの国会答弁において、課徴金の算定は、日本国内の売上に対して所定の割合を掛けて行う旨説明している。本件ブラウン管カルテルにおける違反行為は、前述のとおり、ブラウン管テレビ製造販売業者の東南アジア各国に所在する現地製造子会社等に対する特定ブラウン管の販売に関するものであり、日本において発生した行為ではない。にもかかわらず、かかる行為による売上高をベースに課徴金が課される結果となっている。この結果だけを見れば、本件においては、マリンホースカルテル事件で見られた公取委の運用とは異なる判断枠組みが採用されたようにも思える。

しかしながら、両事案における結果の相異は、公取委の採用する基本的な判断枠組みの変更ではなく、問題となったカルテルの典型的性質の相異や、判断手法の実質化によって説明がつけられるものと考えられる。以下、順に解説する。

1. カルテルの類型的性質に基づく相異

マリンホースカルテル事件においては、公正取引委員会は、全世界レベルでのマリンホースの使用地に着目した市場分割と、分割された各地の市場における受注調整とをそれぞれ認定しつつ、取引分野の画定については、日本国内の需要者²が特定の方法により発注する市場であると認定した結果、最終的には、日本企業の日本国内における販売による売上のみが課徴金の算定基準となった。すなわち、公取委は、国際カルテル事件における課徴金の算定にあたって、「日本国内の需要者向けの販売にかかる売上」を基準にしているという見方ができる。公取委がこのような基準を採用しているとすれば、市場分割カルテルが問題となったマリンホースカルテル事件では、違反事業者たる外国企業について課徴金納付命令が発令されなかったのはある意味で当然といえるであろう。なぜなら、市場分割カルテルでは、日本市場に参入しないことがカルテルの合意の内容になる以上、外国企業が上記のような類型に該当する売上を有している可能性は低いからである。

それに対して、本件ブラウン管カルテル事件は、違反事業者らが特定ブラウン管の販売価格について合意した価格カルテルの事案である。そのため、市場分割カルテルとは異なり、違反事業者たる外国企業であっても、日本国内に売上を有することは十分に想定される。したがって、公取委が「日本国内の需要者向けの販売にかかる売上」を基準に課徴金の算定を行うという見解を維持していたとしても、マリンホースカルテル事件とは異なり、本件ブラウン管カルテル事件において外国企業に課徴金納付命令が発令されたことを説明することができる。

このように、両事案では問題となったカルテルの性質が異なるため、この点が結論の相異に影響を与えている可能性は否定できない。

2. 公取委の判断手法の実質化

本件ブラウン管カルテル事件においては、前述のように、カルテルに従って設定された販売価格で特定ブラウン管は、第一次的には東南アジア諸国に所在する現地製造子会社等に対して供給されている。したがって、形式的に見れば、課徴金の算定基準となる「売上」は、日本国内ではなく、東南アジア諸国に存在するのであるから、上述の公取委が想定する課徴金算定の基準に照らせば、「日本国内の需要者向けの販売にかかる売上」は存在せず、課徴金は発生しないようにも思える。そうすると、公取委はマリンホースカルテル事件において示したような課徴金算定基準とは異なる基準を本件ブラウン管カルテル事件に適用したようにも考えられる。

しかしながら、公取委の具体的な判断過程を見ると、以下のとおり、従来の判断枠組から必ずしも逸脱しない判断であると理解することができる。すなわち、公取委は、本件の違反行為の認定に際し、以下の3点を重要な判断の柱にしている。

² 日本企業のみならず、在日米軍もこのカテゴリーに含まれていた。

- ① 日本に所在するブラウン管テレビ製造販売業者が、東南アジア諸国に存する現地販売子会社等に対して有していた影響力が大きいこと

公取委は、日本に所在するブラウン管テレビ製造販売業者のうち、オリオン電機株式会社（以下、「オリオン電機」）以外の4社については、その現地製造子会社等が、それぞれの子会社であると認定している。

他方、オリオン電機の現地製造子会社等は、オリオン電機がその株式を保有していない、同社の製造委託先会社にすぎない。しかしながら、公取委は、当該製造委託先会社の会社代表者、一部の役員及び従業員がオリオン電機から派遣されていることや、ブラウン管テレビ等その製造する製品の大部分をオリオン電機に販売していることを認定し、結局、日本に所在するブラウン管テレビ製造販売業者のいずれもが、現地製造子会社等を実質的な製造拠点としてブラウン管テレビの製造販売業を営んでいると認定している。

なお、公取委は、現地製造子会社等が購入したブラウン管のうち、日本に所在するブラウン管テレビ製造販売業者が、自らブラウン管の仕様、購入数量又は価格等に関する交渉や現地製造子会社等に対する指示等を行っていないものについては、敢えて「特定ブラウン管」から除外している。

- ② 日本に所在するブラウン管テレビ製造販売業者が本件違反事業者11社のうち、日本、大韓民国、台湾などに所在する親会社等との間で特定ブラウン管の仕様に関して直接交渉を行っていること
- ③ 現地製造子会社等が特定ブラウン管を用いて製造したブラウン管テレビのほとんどすべてについて、日本に所在するブラウン管テレビ製造販売業者又は国内外の販売子会社等が購入して国内外に販売しており、このうちの大部分については、日本に所在するブラウン管テレビ製造販売業者又は国内の販売子会社等が購入して国内外に販売していたこと

このように、公取委は、日本に所在するブラウン管テレビ製造販売業者が東南アジアに所在する現地販売子会社等に対して強い影響力を有していたことを認定しており、逆にそのような強い影響力が認められない取引にかかるブラウン管は、違法行為を基礎付ける「特定ブラウン管」から除外している。すなわち、公取委は、実質的に日本に所在するブラウン管テレビ製造販売業者自身が特定ブラウン管を購入したと評価できるような範囲についてのみ、違反行為を認定し、課徴金の算定の基礎事実としているといえる。したがって、上記のような判断過程からすれば、本件における公取委の判断は、マリンホースカルテル事件において公取委が採用した「日本国内の需要者向けの販売にかかる売上」を基準として課徴金を算定しようとする従前の判断枠組みを逸脱するものではなく、むしろその判断枠組みを柔軟に運用して、事案の実質に即した判断を行ったものとも考えることもできるであろう。

課徴金納付命令の対象となった当事者は、審判請求を行い違反事実の認定や課徴金納付命令の適法性を争う可能性が高いと思われるが、その中では、本件のような行為が日本の市場に実質的な悪影響を与え

たかという点と共に上記の実質化の是非について判断が下されることになるであろう。

外国企業に対する執行の問題点

以上のような独占禁止法の適用に関する実体上の問題とは別に、国際カルテルにおいては、違反事業者に対して、実効的に処分を執行できるかという手続上の問題が存在する。この点については、外国企業の違反事例における深刻な問題として従前より議論されてきた点であるが、本件においても、以下に述べるとおり、多くの問題点が関係する。

1. 送達の困難に由来する執行上の問題

独占禁止法上の処分の執行にあたっては、当該処分にかかる文書（例えば、課徴金納付命令の命令書）等の書類が送達されなければ、その効力が生じないと定められている（独占禁止法 70 条の 16、50 条 2 項、55 条 3 項、70 条の 2 第 3 項等）。この点は違反事業者が外国企業である場合も同様であり、送達が要求されることになる。かかる執行の前提条件としての送達の可否との関係で、本件のブラウン管カルテル事件において、韓国企業サムスン・エスディーアイ・カンパニー・リミテッド及びそのマレーシア子会社であるサムスン・エスディーアイ（マレーシア）・ビーイーアールエイチエディーが、法的措置の発令の直前（平成 21 年 10 月 5 日）において、日本国内における全ての代理人を解任したことが注目される。

そもそも、外国企業に対する独占禁止法上の送達を行う手段としては、現行法上、①直接送達する方法、②当該外国の領事を通じて送達を行う方法（独禁法 70 条の 17・民訴法 108 条。ただし、外交ルートを通じて事前に相手国の同意を取り付ける必要があるとされる）、③公示送達による方法（独禁法 70 条の 18）の 3 つがありうる。そして、①直接送達の具体的方法としては、a.日本国内に所在する弁護士を代理人として指定させ、その代理人に対して送達を行う方法、b.日本国内に文書の受領権限のある支店や事業所が存在する場合にその支店や事業所に対して送達する方法、c.別法人ではあるが日本子会社に文書の受領権限を付与してその子会社に送達する方法（ただし、これには否定説もある。）の 3 つが挙げられる。

これらのうち、公取委は通常、①の a の方法を基本的な送達方法として想定しており、調査が開始されると、まず、海外の事業者に対し、日本国内に文書受領権限を有する代理人を置くように求める。ところが、要求を受けた海外の事業者がこれに従わず、または今回のケースのように一度は日本に所在する代理人を置いたが、後にこれを解任したような場合には、日本国内に文書の受領権限のある支店や事業所を有しない限りは、外交ルートを通じた領事送達や公示送達によるほかなくなり、迅速かつ確実に送達することができないおそれがある。このような手続上の困難を公取委が克服して排除措置命令及び課徴金納付命令を執行することができるかどうかは、今後、外国企業が国際カ

ルテルの当事者となった場合に日本の公取委の調査に対するスタンスに影響を与える事項であり、その帰趨が注目される³。

2. 課徴金納付命令と違反事業者の清算手続

本件においては、課徴金納付命令を受けた5社のうち、エムティー・ピクチャー・ディスプレイ（マレーシア）・エスディーエヌ・ビーエイチディー、ピーティー・エムティー・ピクチャー・ディスプレイ・インドネシア及びエムティー・ピクチャー・ディスプレイ（タイランド）・カンパニー・リミテッドの3社が、既に清算手続を開始している。このようなケースの場合、課徴金納付命令の対象となった事業者については支払能力の問題も想定されるところであり、また、仮にこれらの事業者が任意に課徴金を支払わない場合の実効的な執行にはなお不透明な面があり、課徴金納付命令の執行にとって障害となりうる。

3. 課徴金納付命令と事業譲渡

本件において課徴金納付命令の名宛人となった違反事業者のうち、エルジー・フィリップス・ディスプレイズ・コリア・カンパニー・リミテッドは、平成21年7月21日、テレビ用ブラウン管の製造販売にかかる事業を譲渡している。

この点、現行法上は、課徴金納付命令を受けた企業が、違反行為にかかる事業を譲渡している場合について定めた特段の規定は存しない。そのため、譲渡会社に対して課徴金納付命令を行うことになり、とりわけ事業譲渡後に譲渡会社が消滅したようなケースでは、公取委がいずれの違反事業者からも課徴金を課することができないことになる。

他方、平成21年改正独占禁止法は、違反者が、調査開始日以後において、違反行為に係る事業の全部を、会社分割又は事業譲渡によって、同一グループ企業に承継させようとして、当該違反者が合併以外の理由により消滅した場合には、違反者の違反行為及び課徴金納付命令等が、事業を承継した特定事業承継子会社等のものであるとみなされる旨の規定を設けることになっている（7条の2第25項）。この規定は、改正法の施行日以後に調査が開始されたケースに適用される（改正法不足5条4項）。

本件のケースでは、改正法の適用はないため、譲渡会社である違反事業者エルジー・フィリップス・ディスプレイズ・コリア・カンパニー・リミテッドが存続している限り、同社に対し課徴金納付命令が帰属することになる。

³ なお、こうした送達の困難を巡る問題は、執行の場面のみならず、調査の段階でも問題になる。すなわち、公取委は、外国企業に対し、調査の一環として証拠の提出や関係者の出頭を命ずるには、提出命令書や出頭命令書等の送達を行う必要があるため（平成13年公取委規則8号第9条）、調査を円滑に進めるためにも、調査の対象となる外国企業の任意の協力が不可欠になってくる。現実には、公取委は日本国内に代理人を選任していない外国企業を調査する場合には文書受領権限を有する代理人を指定することをファックスの送付により求めている。

課徴金減免制度の共同申請と改正法

ところで、本件ブラウン管カルテルにおいては、台湾系企業が、課徴金減免申請を行ったとされている。

この点、現行法上は、親子会社のように同一グループ内に属する会社同士であっても、各々単独で課徴金減免申請を行わなければならない。しかしながら、同じカルテルに同一グループ内に属する複数の企業が関与している場合、当該企業のいずれかが課徴金減免申請を行うにあたっては、通常、同一グループ内に属する他の違反企業も当該申請を行うことを意図しているはずである。それにもかかわらず、単独での申請しか認められないとすれば、一挙に複数の順位が割り当てられてしまい、他の違反事業者が課徴金減免申請を受ける余地が狭められてしまう。このような事態は、課徴金減免申請を通じてなるべく多角的な情報を得ようと望む公取委の立場からしても望ましくはない。

そのため、平成 21 年改正独占禁止法では、同一グループに属する複数企業であれば、課徴金減免制度を共同して申請することを認め、当該申請を単独の企業による申請とみなす旨の規定が設置されることになった（新法第 7 条の 2 第 13 項第 1 号）。かかる共同申請の制度は、企業が国内に有する複数の販売子会社がカルテルに関与している場合や、日本国内に製造子会社を有する外国企業が当該子会社と共にカルテルに関与した場合など、同一グループに属する複数の企業が同一カルテルに関与しているようなケースを想定したものであり、本件のようなケースがまさにそれに該当する。現行法の下では単独の申請しか認められていなかったため、本件台湾系企業は個々に申請を行ったことになるが、改正法の施行後であれば、共同申請が行われる可能性が高かったと考えられる。

結語

公取委の国際カルテルへの具体的な対処方針については、未だに不確かな部分が残されているが、本件により、国際カルテルに積極的に取り組もうとする公取委の姿勢がより明確になったことは確かである。特に、外国企業にとっては、日本国内に厳密な意味での売上を有していなかったとしても、課徴金納付命令の対象になる実例が登場したということは、重大なインパクトになりうる。前述の通り、外国企業を対象とした調査や執行に関しては、依然としてある種の障壁が存在し、課徴金の執行において不透明な点があるが、以前に比して、日本の独占禁止法上の規制に留意すべき旨の警鐘になったことは疑いないであろう。

少なくとも、①日本に所在する顧客に対して直接の売上有る場合（商社を通じて販売する場合を含む）又は②日本国外での顧客に対する売上ではあっても、当該顧客が、日本に所在する者の子会社や製造受託会社であって当該日本に所在する者が対象商品の価格や数量等に関して交渉を行い、これらの子会社等に対する指示を行っているような場合については、本件における台湾系企業のように、外国会社であっても、日本の公正取引委員会に課徴金減免申請を行うことも念頭において対応することが必要になろう。

他方、日本企業としては、本件のように外国企業による課徴金減免申請の例が増えたとすれば、それは、これまで以上に申請にかかる順位争いが激化することを意味する。したがって、間もなく施行を迎える改正法による制度の変更点を踏まえて平時から関連規制への理解を深め、有事の際には迅速な判断を行えるように備えることが求められるといえるだろう。

（編集・執筆責任者 弁護士 粕文夫、同 阿部信一郎、同 阿江順也）